

電気用品の技術基準について

定格消費電力が500W以下のガス・石油を燃料に用いるFF式ストーブは、電気用品安全法施行令別表第2第9号に規定する温風暖房機に該当するため、経済産業省令に定める電気用品の技術基準に適合しなければなりません。ペレットストーブも今後の普及に伴い、同令の対象となる可能性があるため、同技術基準の温風暖房機について参考までに紹介します。

温風暖房機

イ 構造

- (イ) ファンモーターの通風により、燃焼中の炎を吹き消すおそれのない構造であること。
- (ロ) 燃料に石油を使用するものにおいては、通常の使用状態において、各部からの油漏れのない構造のものであること。
- (ハ) ポット式以外のものにおいては、規定量の燃料を満たした状態において、各方向に20°傾けても危険が生ずるおそれのない構造のものであること。
- (ニ) 燃料にガスを使用するものにおいては、各部からガス漏れがなく、かつ、ガス管を確実に取り付けることができる構造であること。

ロ 絶縁性能

附表第三1及び2の試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ 平常温度上昇

次の(イ)から(ニ)までに掲げる試験条件において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加え、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の各部の温度は、附表第四に掲げる測定箇所(同表7の測定箇所を除く。)ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。この場合において、速度調整装置を有するものにおいては、その速度調整装置のノッチを最高速度及び最低速度にセットし、それぞれ試験を行わなければならない。

- (イ) 試験品は、厚さが10cm以上の表面が平らな木台の上に置くこと。
- (ロ) 燃料として石油を使用するものにおいては、容器に規定量の石油を入れて通常の燃焼状態とすること。
- (ハ) 燃料としてガスを使用するものにおいては、通常の燃焼状態とすること。
- (ニ) 風量調整装置を有するものにおいては、その風量調整装置のノッチを最小風量にセットすること。

なお、電気用品安全法施行令別表第2に掲げる燃焼器具用変圧器(小形単相変圧器であって、定格一次電圧が100ボルト以上300以下及び定格周波数が50ヘルツ又は60ヘルツのものであって、交流の電路に使用するもの。点火用のものに限りパルス型のを除く。)を自ら製造する者は、電気用品安全法第3条の規定に基づき、経済産業大臣に事業の届出が必要になります。同条の規定による届出をしなかった者は、同法第58条第1号の規定により30万円以下の罰金に処せられます。

また、ペレットボイラーなどに水道凍結防止器、ガラス曇り防止器その他の凍結又は凝結防止用電熱器具を使用する場合、それらを自ら製造する者についても、同法の適用を受けます。